令和4年

第21回福岡県教育委員会会議(定例会)会議録

日 時 令和4年11月7日(月)

開会 14時00分 閉会 14時49分

場 所 福岡県庁4階 教育委員会会議室

【議事等】

1 報告

- (1) 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の現状について
- (2) 県立学校長の人事について

2 議事

第47号議案 福岡県立学校学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の制定について

【内容】

1 出席者

教育長:吉田法稔

委 員:前田惠理、木下比奈子、堤康博、久保竜二、松浦賢長

2 欠席者

なし

3 出席職員

副教育長 上田哲子、教育監 深瀬信也、教育総務部長 松永一雄、 高校教育課長 馬渡寛子、義務教育課長 中嶋健一 外

4 傍聴者等数

0名

5 議事録

【吉田教育長】

ただ今から第21回教育委員会会議定例会を開催します。

本日の案件につきましては、お手許に配布している資料のとおりです。審議に入る前に、非公開発議の有無を確認します。本日の案件の中で、非公開で審議することが適当なものはないでしょうか。

<木下委員が挙手>

【木下委員】

はい。報告(2)は人事に関する案件ですので非公開とする発議をいたします。

【吉田教育長】

ただいま、木下委員から非公開の発議がありましたので採決をとりたいと思います。 非公開とすることに賛成の方は挙手願います。

< 全員が挙手>

【吉田教育長】

全員賛成でございますので、報告(2)につきましては、非公開といたします。この 他に非公開で審議することが適当なものはないでしょうか。

< な し >

【吉田教育長】

ないようですので、以上で、非公開発議の確認を終わります。

本日の会議は、公開にて報告(1)、第47号議案を審議した後に、非公開にて報告(2)を審議することといたします。

それではまず、報告(1)「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の現 状について」を中嶋義務教育課長、馬渡高校教育課長お願いします。

〇報告(1) 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の現状について

【中嶋義務教育課長】

令和3年度の生徒指導上の諸課題の現状について、御報告をいたします。

<中嶋義務教育課長、馬渡高校教育課長が資料に沿って説明>

【馬渡高校教育課長】

御報告は以上でございます。

【吉田教育長】

説明は終わりました。本件について、御意見や御質問がありましたらお願いいたします。

【堤委員】

いじめの認知件数が多いことは、早期発見ということで、意識が高いともいえるか と思います。また、不登校児童生徒の復帰率が高いということで、無理矢理登校させ て学校に復帰しづらくなるということではなく、早期に休ませて早期に復帰できるよ うな、何か取組があるのでしょうか。数値からみると、特に県立高校は2割程度、全 国平均より復帰率が高いようです。

また、コロナ禍と器物損壊や暴力事案について、何か相関関係があるのでしょうか。

【中嶋義務教育課長】

1点目の復帰率が全国に比べて本県が高いということについて、例えばいじめ等の早期発見の効果が一部現れているのかという御質問でございますが、確かに早期発見、早期対応ということで、重篤な状況になる前に何らかの対応をとるということは、子供たちの学びの継続にとって大事であると考えます。それがいじめであろうと不登校であろうと一定の効果が現れているものと考えております。復帰率についても、本県は全国より高い状況が続いており、本県の今までの取組の結果であると考えます。

また、コロナ禍と器物損壊や暴力事案の相関についてです。コロナ禍において、子供たちが知らず知らずのうちにストレスを抱えていることや友人同士の人間関係を十分に築く活動が少ないままに学校生活が送られていることは、暴力事案が増えている背景の一つであると思っております。数が増えている原因としては、もう一つありまして、軽微な事案も積極的に報告を挙げていることもございますので、この2つが背景であると考えます。

【馬渡高校教育課長】

不登校の復帰率に関しては、基本的には義務教育課と同じですが、県立高校については、令和2年度からスクールカウンセラーが全校配置となっております。相談体制の充実が、高い復帰率の要因として考えられます。対人暴力等については、先ほどの義務教育課と同様の回答となります。

【吉田教育長】

他にございませんか。

【木下委員】

小中学校も高校もですが、長期欠席の理由について、「その他」の割合が多いように感じます。「その他」に押し込めてしまうのではなく、もう少し深掘りする必要があるのではないでしょうか。これは国の調査項目に合わせているのでしょうか。

【中嶋義務教育課長】

調査項目の取扱いは、国の調査要項に従って、学校の教員が児童生徒の長期欠席の

理由を判断しております。基本的には、病気、経済的理由、不登校の3つのうち、一つを選んで計上することになります。どうしても分類できないものとして、例えば、海外に長期で行っており欠席する場合、親の教育に対する考えで学校の欠席が多くなっている場合等が例示されております。長期欠席とは30日以上の欠席をカウントすることになります。不登校の理由で28日欠席した場合は長期欠席としてカウントされません。しかし、不登校の欠席が28日、プラスして、例えば感染防止等でオンライン授業を行い学校に来なかった欠席が2日である場合、結果として欠席が30日以上となり、長期欠席にカウントされます。ただし、不登校としての欠席は、30日以上ありませんので、その他に計上されることとなります。以上のような理由で、その他の理由が増えている可能性がございます。

【堤委員】

例えば、「3 公立小・中学校における長期欠席の状況について」の長期欠席の理由で、新型コロナウイルス感染回避とありますが、令和2年度と令和3年度を比較すると、2倍程度増えております。これは対面授業が増えたため、欠席が増えたということが現れているものと思います。それに合わせるように生徒間暴力も増えておりますが関係があるのでしょうか。

【中嶋義務教育課長】

確かに令和2年度と令和3年度を比べると、臨時休校期間の影響は令和3年度の方が少ないですし、徐々に日常生活に戻り、制限のある中で学校活動も従前のものをなるべく取り入れながらの教育活動となっております。御指摘のとおり、子供たちが令和2年度の長期休校期間中のストレスや、休校や分散登校の影響で生活リズムが不規則になったこと等の心理的な面が、対面授業の増により、人との接触機会が増える中で、暴力行為や不登校になる事案が増えているということは考えられます。

【堤委員】

そうであるならば、今後対面授業等に慣れれば、元に戻るのでしょうか。何か対応 をされているのでしょうか。

【中嶋義務教育課長】

例えば、暴力事案の件数は、積極的な認知も含めて増えてきている部分もございます。データとして、来年度以降大きく件数が減るかと言われると、現状維持や増加するという状況もあるかと考えます。全国と比べましても、本県の1,000人当たりの暴力行為の件数はずいぶん低く出ておりますので、まだまだ顕在化していない事案があると考えるべきであると思います。よって、件数として本当に減少するかは分か

りませんが、ほとんどが軽微なものであるため、重篤なものがでないように指導を続けたいと思います。

また、不登校につきましては、ウィズコロナの教育活動が定着したとしても、不登校に対する考えが変わってきておりますので、学校以外の支援の充実や教育機会確保法にもあるとおり、子供にとって休養することの大切さの意識の浸透がございます。よって、数としては極端に減ってくるということでなくて、ある程度同規模の数が続くのではないかと考えております。

【吉田教育長】

その他、何かございませんか。

【久保委員】

対教師暴力で軽微なものとはどのような行為でしょうか。

【中嶋義務教育課長】

押したり、少し叩いたりという行為でございます。

【吉田教育長】

他にございませんか。

【前田委員】

このデータは令和3年度ということですが、令和4年度は既に7ヶ月過ぎております。今年度、半年以上経ったところの感覚はいかがでしょうか。

【中嶋義務教育課長】

不登校につきましては、現時点では、急激に件数が落ちているというよりも、令和 3年度と同規模を維持しているような経過でございます。特に長期欠席の考え方として、30日以上という規定もございますので、最終的には年度末にならなければ、はっきりとしたことは言えないところもございます。

【吉田教育長】

他にございませんか。

< な し >

【吉田教育長】

特にないようですので、本報告については、終了します。

続いて、第47号議案「福岡県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の制定について」を馬渡高校教育課長、お願いします。

〇第47号議案 福岡県立学校学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の制定に ついて

【馬渡高校教育課長】

福岡県立学校学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の制定について、御説明します。

<馬渡高校教育課長が資料に沿って説明>

【馬渡高校教育課長】

説明は以上でございます。御審議の程よろしくお願いいたします。

【吉田教育長】

説明は終わりました。本議案について、御意見や御質問がありましたらお願いいた します。

【堤委員】

学校運営協議会の権限の範囲についてお伺いします。概要資料には、学校運営協議会の主な機能として3つ挙げてありますが、議題はこの3つに限定されているのでしょうか。また、基本方針が承認されないようなこともあるのでしょうか。最後に校長や教職員が事務局機能を担うことになるのでしょうか。

【馬渡高校教育課長】

まず、学校運営協議会で扱う議題について、概要資料には、3つを主な機能と挙げておりますが、学校運営に関して広く捉えることができ、学校教育活動に関して、様々な事項が入りうると考えております。例えば、文部科学省が策定したコミュニティ・スクールの手引の中には、事例として、学校・地域の合同運動会や防災対策等が含まれております。まず年度当初に校長が策定した学校運営に関する基本方針について承認を行い、その基本方針に基づいて、地域と学校が一緒に行っていく様々な活動について議論することを想定しております。また、反対多数の場合の扱いについてですが、基本的には成案を得られるように、方針の修正等で対応していくことが考えられますが、万一、協議会自体が、機能不全に陥った場合には、教育委員会において措置を考える必要があります。最後に、校長や教職員が事務局の機能を担うかというこ

とについては、そのとおりでございます。

【堤委員】

基本方針等、委員の理解が得られるよう丁寧に対応していくことが必要であると思いますので、よろしくお願いします。

【吉田教育長】

他にございませんか。

【久保委員】

各学校にPTAがあります。協議会の委員の中に保護者代表が含まれておりますが、PTA会長が保護者代表になるのでしょうか。例えば、協議会の意見と、PTAの意見が相違した場合はどのようになるのでしょうか。

【馬渡高校教育課長】

委員に関しては、保護者の代表が入ることになりますので、PTA会長が入ることが当然に想定されます。ただし、PTA会長でなければならないということではございません。保護者の代表がPTA会長と一致している場合も、一致しない場合も、PTAで議論される内容と同じような内容が議論されることは想定されます。その場合にPTAと学校運営協議会とで、議論される内容の方向性があまりにも違うということがないように、保護者の代表はある程度の方向性が一致するよう議論していただく必要があると考えております。

【吉田教育長】

他にございませんか。

【松浦委員】

地域の定義について教えてください。いわゆる市町村立の義務教育の学校でもコミュニティ・スクールがありますが、地域が校区であるため、明確となっております。 しかし、県立学校の地域の定義は、義務制の地域とは違う意味合いを持っているかと思います。

【馬渡高校教育課長】

地域の定義について、義務教育の段階とは地域の捉え方が異なります。県立高校の場合は、通学区域を設定しておりますので、通学区域が一つの区分として考えられます。

【松浦委員】

通学区域が県全域の学校は、県内全部ということでしょうか。

【馬渡高校教育課長】

県全域から生徒を受け入れている高校が、今後コミュニティ・スクールとして活動 する場合の「地域」の考え方については、整理したいと思います。

【松浦委員】

義務教育段階とは異なる地域の概念であると考えます。全国的な話ですので、文科 省がどのような見方をしているか、非常に重要なことですので、教えていただければ と思います。

【吉田教育長】

他にございませんか。

< な し >

【吉田教育長】

特にないようですので、本議案については、可決します。

<以降非公開審議となった>

〇報告(2) 県立学校長の人事について

県立学校長の人事について、審議の結果、原案どおり承認した。

(14:49)